

指定植物の選定方針（案）に係るパブリックコメントの実施結果について

1 . 意見募集の概要

「指定植物の選定方針（案）」について、以下のとおりパブリックコメントを実施した。

○ 募集期間

平成27年4月13（月）から5月12（火）までの30日間

○ 意見提出方法

郵送、ファックス又は電子メール

2 . 意見募集の結果

(1) 意見提出者数

意見提出方法	件数
郵送	0 通
ファックス	1 通
電子メール	2 通
計	3 通

(2) 整理した意見の総数 2 件

3 . 意見等の概要と意見に対する考え方について

別紙のとおり

指定植物の選定方針（案）に係るパブリックコメント実施結果

意見箇所	意見の概要	対応方針	提出者数
<p>3. 指定植物選定基準</p> <p>②絶滅危惧種及び希少種</p> <p>b 地域的に特に個体数が少ない種</p>	<p>「当該公園が位置する地域の都道府県版及び市町村レッドリストの絶滅危惧種」と明記すべき。</p> <p>理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ●現在の表現は曖昧 ●aの記載と揃えるべき ●都道府県や市町村が作成するレッドリストの公的評価を高めるため 	<p>都道府県・市町村版レッドリストについては、カテゴリ(CRやVUなどのランク)の定性的・定量的要件が、必ずしも同一ではないため、一つの公園が複数の自治体にまたがる場合に自治体によってカテゴリが異なる可能性があり、任意のカテゴリを全国一律の基準とすることは困難と考えます。</p> <p>また、都道府県・市町村版レッドリストでは絶滅危惧種とされていない種でも(例えばレッドリスト上では「DD:情報不足」とされている種であっても)、最新の情報等により個体数が少ないと判断され指定植物に選定すべき種もあるものと考えます。</p> <p>以上のことから、選定方針における書きぶりは原案どおりとします。</p> <p>なお、本基準に基づく選定を進める際には、原則として、都道府県版レッドリスト、レッドデータブックにおいて絶滅危惧I類(CR、EN)相当の種のうち各公園において個体数が少ない種については候補種として扱うことが妥当と考えます。</p>	2
全般	森林植物を保護するために採取し移植することは倫理に反することではない。	<p>指定植物として選定された種であっても、当該種の保護増殖を目的とし、かつ、当該地域における当該種の保存に資する場合は、許可を得た上で採取等の行為を行うことができます。</p> <p>指定植物制度の適切な運用により、盗掘等の無秩序な採取を防ぎ、当該種の保全を図ることができると考えています。</p> <p>以上のことから、選定方針における書きぶりは原案どおりとします。</p>	1